

【重要事項説明書】国内旅行傷害保険をご契約いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報

- 「契約概要」はご契約に際し、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。また、「注意喚起情報」はご契約に際し、お客様に不利益になる事項などの特にご確認いただきたい事項を説明したものです。いずれも必ず一読いただき、内容をご確認の上、お申し込みいただくとともに、本書面をご契約後も保管くださいますよう、お願い申し上げます。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおり・普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(*1)が異なる場合は、ご契約者から契約内容、本説明書の内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- (*1) 保険の対象となる方を示します。以下「被保険者」といいます。

契 約 概 要

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

この保険は、日本国内において被保険者が旅行行程中(旅行のため住居を出発してから住居に帰られるまでの間)に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガされた場合に保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

① 主な支払事由(保険金のお支払いの対象となる事故)

普通保険約款(国内旅行傷害保険特約を含みます。以下同様とします。)で支払われる保険金は次のとおりです。なお、国内旅行傷害保険パンフレットに記載されているプラン以外でのご契約をご希望の場合には、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金のお支払い方法	保険金の種類	保険金のお支払い方法
死亡 保険金	お支払いする場合 被保険者が、ケガが原因で事故の発生日からその日を含めて 180日以内に死亡された場合 お支払い金額 死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	手術 保険金	お支払いする場合 上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のために事故の発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合 お支払い金額 手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。 入院保険金日額×10・20・40倍＝手術保険金の額 (注)1事故によるケガについて1回の手術に限ります。
後遺障害 保険金	お支払いする場合 被保険者が、ケガが原因で事故の発生日からその日を含めて 180日以内に身体の一部を失ったり、重大な機能障害を残すなど身体に後遺障害が生じた場合 お支払い金額 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 死亡後遺障害保険金額×3～100%＝死亡後遺障害保険金の額 (注)保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	通院 保険金	お支払いする場合 被保険者が、ケガが原因で平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院された場合(往診や通院日以外でも、ギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することができなかった日または平常の生活に著しい支障が生じた日を含みます。) お支払いする金額 通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 通院保険金日額×通院した日数＝通院保険金の額 (注1)事故の発生日からその日を含めて180日までの期間中で最高90日分をお支払いの限度とします。 (注2)平常の業務または生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。 (注3)本保険金が支払われる期間中に別の事故で新たなケガをされても、重複してお支払いすることはできません。
入院 保険金	お支払いする場合 被保険者が、ケガが原因で平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院された場合 お支払い金額 入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金日額×入院日数＝入院保険金の額 (注)事故の発生日からその日を含めて180日までをお支払いの限度とします。		

② 主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

普通保険約款では、次に掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いいたしません。なお、その他の事由については、後述「[注意喚起情報](#)5. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)」と併せてご確認ください。詳細については「ご契約のしおり」に掲載している普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 無資格運転、酒酔運転・麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転中に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失などを原因とする場合、およびこれらを原因としてケガをされた場合(例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し転倒したためにケガをされた場合など)
- 妊娠、出産、早産、流産、または外科的手術やその他の医療処置により被ったケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ(所定の割増保険料をお支払いいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)
- 自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます。)または試運転をしている間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故によるケガ など

(3) その他の主な特約とその概要

ご契約のプランにより、次の特約が付帯されています。付帯されている特約につきましては、加入者証または保険証券にてご確認ください。

保険金の種類	保険金のお支払い方法
救援者 費用等 保険金	<p>お支払いする場合</p> <p>日本国内において旅行行程中に①搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難した場合②事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なのが警察などの公的機関により確認されたとき③偶然な事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>お支払い金額</p> <p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用などの費用(*2)のうち、社会通念上妥当と認められる額をお支払いします。</p> <p>(注)救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。</p> <p>お支払いできない場合</p> <p>○保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>○自殺行為・犯罪行為・闘争行為</p> <p>○無資格運転、酒酔運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた損害</p> <p>○脳疾患、疾病または心神喪失などを原因とする事故</p> <p>○妊娠、出産、流産、早産</p> <p>○外科的手術やその他の医療処置</p> <p>(注)ただし、弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。</p> <p>○地震、噴火、これらによる津波</p> <p>○ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツをしている間の事故</p> <p>(注)上記については、あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいた場合は保険金をお支払いいたします。ただし、割増保険料をお支払いいただいたときでも、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難した場合の「捜索救助費用」についてはお支払いの対象となりません。</p> <p>○頸部症候群(むちうち症)腰痛その他自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないものによって入院した場合の費用 など</p>

(*2)対象となる費用については「ご契約のしおり」をご参照ください。

(4) 保険期間(保険のご契約期間)

この保険の責任期間は、旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの旅行期間となりますので、保険期間はこの期間に合わせて設定してください。(ただし、1ヶ月を超える設定はできません。)詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にお客様がご契約される保険期間については、申込書にてご確認ください。

(5) 引受条件(保険金額等)

① 保険金額

保険金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

○死亡・後遺障害保険金額については、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。

○入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められています。

○以下の a.bいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約等(後記の「**注意喚起情報**」2.告知義務・通知義務等について(1)契約締結時における注意事項①告知義務(*)」をご参照ください。)と合算してそれぞれ1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

a.保険期間開始日時点で被保険者の年齢が満15歳未満の場合

b.契約者と被保険者が相違する場合で被保険者の同意がない場合

なお、ご旅行の内容によっては1,000万円超のお引受が可能な場合もございますので、詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にお客様がご契約される保険金額については申込書をご確認ください。

② お引受けできない契約

被保険者が旅行行程中にピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー、自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます。)または試運転をする場合、もしくは競技場でのフリー走行等をおこなう場合は、お申込時またはお申込後を問わずお引受けができません。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・旅行中に行う運動などにより決定されます。具体的な金額については取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にお支払いいただく保険料につきましては、申込書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。お選びいただける払込手段等、詳細は取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

4. 保険契約の無効について

保険契約締結時、次のいずれかの事実があった場合は保険契約は無効となります。

a.保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

b.保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかった場合

(注)被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

5. 満期返れい金・配当金について

この保険には満期返れい金・配当金はありません。

6. 解約返れい金の有無

ご契約を解約(取消)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。なお、解約(取消)に際しては、契約内容および解約(取消)の条件によりご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

注意喚起情報

1. クーリングオフ説明書(申込の撤回等について)

この保険につきましては、保険期間が1年を超える契約はできませんのでクーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等について

(1) 契約締結時における注意事項

① 告知義務

(ご契約時に重要な事項を弊社にお申し出いただく義務)

申込書の★を付けた部分(他にも同種の保険契約等(*)を締結している場合)の記載事項が事実と異なっている場合には、保険契約を解除し(この場合、お支払いいただいた保険料は、未経過期間に対する日割で返還します。)、保険金をお支払いできないことがあります。

(*)「同種の保険契約等」とは、国内旅行傷害保険(クレジットカードに付帯される国内旅行傷害保険を含みます。)普通傷害、交通事故傷害、ファミリー交通傷害、月掛ファミリー交通傷害、家族傷害、所得補償、積立型の傷害保険など、この商品と補償内容が全部または一部が同じ保険契約・共済契約をいいます。

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人になります。なお、死亡保険金受取人を特定の方に指定される場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

③補償内容の重複

被保険者またはそのご家族がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

(2)契約締結後における留意事項

①ご契約者の住所変更

ご契約者の住所などが変更となる場合には、取扱代理店・扱者または弊社まですみやかにご通知ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

②重大事由解除について

保険金詐欺等のモラルリスクを防止するために、以下に該当する場合、保険契約が解除されることがあります。

- 保険金の不正取得を目的として故意にケガや損害を発生させた場合
- 保険金の請求に詐欺行為があった場合
- 他の保険契約等との重複によって保険金額等の合計が著しく過大となり、保険制度の目的に反するおそれがある場合
- 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

3. 事故が起こったときの手続きについて

(1)事故の通知

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。

○事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合、お支払いする保険金が削減される場合があります。

○被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、一定の条件に該当する方が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

(2)主な保険金の請求時期

保険金の請求にあたっては、以下の時期以降に弊社よりご案内する必要書類をご提出ください。

保険金の種類	保険金請求日に発生する日
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が発生したとき、または事故発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
入院・手術保険金	被保険者が平常の生活または業務に支障がない程度に治ったとき、入院(または入院に準ずる状態)でなくなったとき、または事故発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
通院保険金	被保険者が平常の生活または業務に支障がない程度に治ったとき、通院日数が90日に達したとき、または事故発生の日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早いとき
救護者費用等保険金	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が各費用を負担したとき

(注)保険金請求権は、上記の各保険金請求権の発生する日の翌日から起算して3年を経過した場合に時効となります。

(3)保険金の支払時期

各保険金は、被保険者が請求を完了した日からその日を含めて30日以内に所定の確認を行い、お支払いします。ただし、以下の特別な確認が必要な場合は、下記の日数を経過するまでに保険金をお支払いします。

通常の確認	
① 事故の原因、事故発生状況、ケガの発生の有無、被保険者に該当する事実	
② 保険金をお支払いできない事由に該当する事実の有無	
③ 損害の額またはケガの程度、事故と損害またはケガとの関係、治療の経過および内容	
④ 契約上の解除、無効、失効、取消の事由に該当する事実の有無	
⑤ 他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権、その他債権、既に取得したものの有無および内容	
特別な確認	
警察、検察、消防その他の機関による検査・調査結果に対する照会	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関の診断結果、後遺障害認定に係る専門機関による審査等の結果に対する照会	120日
災害救助法が適用された災害の被災地域における確認のための調査	60日
上記事項の確認について日本国内に代替手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1)「特別な確認」が複数行われる場合は、そのうちの最長の日数とします。

(注2)確認にあたり、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認に応じなかったり、必要な協力を行わないことにより遅延した期間は確認期間に含まれません。

4. 責任開始期について

(1)保険責任は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に開始します。

(2)保険料はご契約またはご契約の変更と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできません。

5. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)

「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」「手術保険金」「通院保険金」では、次の掲げる事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いいたしません。

○ご契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

○被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為などによるケガ

○戦争、外国の武力行使、暴動によるケガ

○地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

○核燃料物質の有害な特性などによるケガ

○頸部症候群(むちうち症)腰痛その他自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの

その他保険金をお支払いできない主な事由については、前記「契約概要」(2)補償内容②主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)と併せてご確認ください。なお免責事由の詳細は、「ご契約のしおり」に掲載している普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(注)この内容は、契約をお引受けの際に大変重要な事項になりますので、十分にご確認ください。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱について

この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

7. 解約(保険契約者の申し出による解除)と解約返れい金について

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約はぜひ旅行期間終了まで継続されることをご検討ください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、損害保険契約者保護機構があります。この保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が下記の割合によって補償されます。詳細については、弊社ホームページ (<http://www.ace-insurance.co.jp>) をご覧ください、弊社営業店までお問い合わせください。

保険金支払い	破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払 (補償割合100%) 3ヶ月経過後は、補償割合80%
解約返れい金	補償割合80%

9. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの分担割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

10. 包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約の取扱い

ご契約の変更承認請求権・解約請求権等はご契約者が有することとなります。その他、保険料の払込みの取扱い等が変更となりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

11. ご契約内容および事故報告内容の確認

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。

お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ (<http://www.ace-insurance.co.jp>) をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

1. 弊社または弊社グループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1. に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

商品に関するお問い合わせ、事故報告に関する連絡窓口

商品内容、ご契約手続きやご契約後の変更手続きなどのお問い合わせは下記にご連絡ください。

パンフレット等に記載された弊社代理店または「ご契約のしおり」裏面に記載された弊社窓口へお問い合わせください。

事故のご報告・保険金の請求は

ただちに、エース損害保険株式会社損害サービスセンターまたは取扱代理店にご連絡ください。

0120-071-313 (フリーダイヤル)

〒135-0033 江戸川区深川1丁目11番地12号 住友生命清澄パークビル

エース損害保険株式会社 損害サービスセンター

保険に関する苦情・ご相談・連絡は(国内から)

弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

「お客様サポートダイヤル」

0120-550-385 (フリーダイヤル)

受付時間: 平日午前9時～午後5時

お客様と弊社との間で問題を解決できない場合

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申し立てを行うことができます。詳細はホームページをご覧ください。

[一般社団法人保険オンブズマン]

03-5425-7963

受付時間: 平日午前9時～12時、午後1時～午後5時

(土日、休日、年末年始を除く)

ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp/>